

東洋ビルメンテナンス株式会社行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員の働き方を見直し、仕事と子育てを両立しやすい環境、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、全ての社員が能力を十分発揮し、また女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠、出産、復職時
における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

一般事業主行動計画

■ 計 画 期 間 ■

平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

■ 計 画 内 容 ■

目標1

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除
など制度の周知や情報提供を行う

- 〈対策〉
- ① 法に基づく諸制度の調査、掌握。
 - ② 制度に関するパンフレット等の作成、社員への配布。

目標2

育児休業等を取得しやすい環境作りの為の管理職研修の実施及び妊
娠中や産休・育休復帰後の女性社員の為の相談窓口設置

- 〈対策〉
- ① 管理職への意識調査の実施。
 - ② 管理職及び相談員の研修実施。
 - ③ 相談窓口設置の社員への周知徹底。

目標3

平成33年3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり
平均年間9.5日以上とする。

- 〈対策〉
- ① 年次有給休暇の取得状況について実態を把握。
 - ② 社内検討会、計画的な取得に向けた管理職研修の実施(制度休暇の導入)
 - ③ 有給取得5日以下の職員の撲滅。(公平取得の促進)
 - ④ 助勤体制の整備、人員補充により休暇を取得しやすい体制を構築。
 - ⑤ 休暇取得予定表の掲示、取得状況のとりまとめなどによる取得促進。

以上